

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 IP通信網県間区間伝送路に係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)ア欄に掲げる料金額は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、相互接続通信が都道府県の区域をまたがるときに適用します。
(2) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)イ欄に掲げる料金額は、協定事業者が第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第5欄イ欄(オ)欄に定める組み合わせの対象となる機能を利用するときであって、IP通信網県間区間伝送路を利用する場合に適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金	1Mbitまで ごとに月額	0.00014152 円	_____
		0.00013039 円	
イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能に係る料金	1秒ごとに	0.000026494 円	_____
		0.000024646 円	

第2 中間配線盤に係るもの

1 適用

区 分	内 容
中間配線盤利用機能に係る料金の適用	2(料金額)に掲げる料金額は、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合であって、中間配線盤を利用するときに適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	47 円	_____